

第 13 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年7月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（なし）

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 土地現況証明願に対する承認について（農地法適用外等）
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農地利用最適化推進委員の選考について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本日は非常に過ごしやすい陽気だと思います。しかし、梅雨に入ってからというもの、梅雨らしいという日はあまりありませんので、日本全国レベルでいえば大変な大雨が降っているそうですが、ここにおいては、あと四、五日で梅雨が明けてしまうというニュースが流れております。そうすると多分に水不足、そしてまた、年間の降水量はそんなに違うものではありませんので、多分秋になれば大雨でも降ってくるのではないかと気にしているところであります。

そしてまた、過日、6月25日の親和会総会が鶴の岬で1泊で行われました。三十数名の方に参加をしていただきまして、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

本日は貴重ないい日でありますので、審議終了後、家へ帰って残りの作業をしていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから、第13回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

1番の岡田幸一委員、2番の松橋裕子委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が14件、農地法第5条の審議案件が31件、土地現況証明が

2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が11件、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が13件、制限除外の農地の移動届が1件、農地改良協議が2件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして76件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番、皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたしますが、この案件は、皆川委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(皆川 晃委員一時退席)

議長 事務局から説明をいたさせます。

事業担当課 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしている

考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。10番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

議 長 次に，議案第3号を上程いたしますが，この案件も皆川委員が関係しておりますので，農業委員会等に関する法律第31条，議事参与の制限の規定に基づき，引き続き一時退席とします。事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。10番，皆川委員の代理発言となります。

この件に関しまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは，皆川委員に着席を求めます。

（皆川 晃委員着席）

議 長 次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するため譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

申請者は、以前から家庭菜園として利用しておりました。よって、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 20番，深谷です。

22番，浅井委員の担当地区も含めて代表して意見をします。調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われま。ご審議をよろしく願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法に照らして許可相当だと思われま。ご審議をよろしく願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、河川や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業委員会に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業委員会に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と見做されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と見做されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，広がりのある農地であることから第1種農地と史料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお，議案発送時には建築指導課に開発許可の申請がありませんでしたが，開発許可の申請がなされ，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農
地と思料されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みである
との回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議, よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農
地と思料されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであると

の回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5 番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分
は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込
みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5 番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

この案件は太陽光発電設備なのですが、周りの近隣の農地等によく説明もされており、反対意見もありませんでした。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、近隣からの反対意見もありませんでした。法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項及び第19項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項及び第19項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第18項の契約内容は売買で、第19項の契約内容は賃貸借でございます。

申請人は、再生可能エネルギーの売電収入の増益を図るため太陽光発電設備と、発電設備への進入路がないので、進入路を設けたい旨の申請でございます。

申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

この件に関しまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第23項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、土地改良区域内の農地であることから第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第2号ホの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項と第26項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項及び第26項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第25項の契約内容は売買で、第26項の契約内容は賃貸借でございます。

申請人は、再生可能エネルギーの売電収入の増益を図るため太陽光発電設備と、発電設備への進入路がないので、進入路を設けたい旨の申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第31項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，広がりのある農地であることから第1種農地と思料されますが，農地法

施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

皆様のお手元にごございます資料の別紙1をご覧ください。

議案第3号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、吉沼町の畑614平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

続いて、第2項につきましても同様に、転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第４号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。
事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙２をご覧ください。

それでは、議案第４号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和６年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の１段目から４段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが６万２,４６９平方メートル、畑が２万２,２９４平方メートル。設定者１６名、取得者１２名。

利用権設定日は、令和６年７月１９日、または令和６年８月１日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第４号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第５号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙３をご覧ください。

それでは、議案第５号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和６年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

さい。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが14万5,833平方メートル、畑が2万9,370平方メートル。設定者43名、取得者8名でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年9月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明いたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが2万6,156平方メートル、畑が1万4,100平方メートル。設定者2名、取得者3名でございます。なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年9月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごさいますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

(事業担当課退席)

議長 次に、議案第7号 農地利用最適化推進委員の選考についてを上程します。事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

資料は別紙5をご覧ください。

議案第7号 農地利用最適化推進委員の選考について。

農業委員会等に関する法律第17号第1項の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たり、同委員の選考を行う。

令和6年度7月12日提出、水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

下段に参考といたしまして、農業委員会等に関する法律の抜粋を掲載しておりますので、ご覧ください。

では、読み上げさせていただきます。

第17条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。

それでは、ページを返していただきまして、推進委員の選考方法について記載しております。

まず、1をご覧ください。

今回選考を行う区域でございますが、緑岡地区でございます。定数1名のところ、募集に対して応募した者が1名ございました。

次に、2をご覧ください。

新たに選出される委員の任期については、令和6年8月1日から令和8年7月19日

までとなります。

続いて、3をご覧ください。

今回の選考については、定数と候補者が同数のため、委員会全体で推進委員決定についてお諮りする方法を提案いたします。

続きまして、4をご覧ください。

選考基準についてでございますが、次の4つの基準により選考していただきたいと思料いたします。

①人物の資質等、②応募または推薦理由、③同じ地区の農業委員、ほかの地区の推進委員、農地中間管理機構などと協力・連携して活動を行うことができそうか、④推進委員の業務について役割を果たすことができそうか。

最後に、5をご覧ください。

欠格条項の確認でございますが、候補者について、自己破産の有無、禁錮以上の刑に処せられているかどうかの有無の確認をしております、該当はございませんでした。

次に、候補者でございますが、次のページをご覧ください。

誠に申し訳ございませんが、資料に誤字がございますので訂正をお願いいたします。3段目農業経営の状況の欄の営農「類型」が「累計」と間違っておりますので、訂正をお願いいたします。

こちらの資料ですが、応募した方の氏名、職業、年齢、性別は記載のとおりでございます。経歴といたしましては、令和4年に株式会社OIMOYAを設立いたしまして、現在、甘藷を9ヘクタールほど栽培しております。

応募の理由は、昨今の高齢化に伴う農業従事者の減少及び若者の農業離れを憂い、今後加速していくと予想される遊休農地の増加を防ぐためとのことでございます。

事務局の説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 この件につきましては、私の担当地区でありますので、補足を申し添えておきます。

実際、緑岡地区には、遊休農地が合計で9ヘクタール、そのうち8ヘクタールは、私が関与して賃貸を行っておりました。その中で、約2ヘクタールほどの遊休農地が解消されております。

本人の主たる作物はサツマイモです。年齢もまだ37歳という若さでありますので、今、推進委員の中でもうお一方、矢崎さんが37歳でありますので、若い方が推進委員

になられるということで期待しているところであります。

ただいまの案件について、農地利用最適化推進委員として委嘱することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定いたします。

なお、推進委員の辞令交付式については、８月２日に開催する運営委員会終了後に予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第１号、報告第２号、報告第３号にある農地法第３条の３、第４条、第５条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長の専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第４号、報告第５号、報告第６号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第13回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前１０時１５分